

■ 補助金・負担金等見直しの考え方について ■

III. 補助金・負担金等の見直しを(中間答申より抜粋)

□ 対象:

(ア) 国立市が団体や市民等に支出している補助金・負担金等に係る健全化項目

(イ) 国立市が市民に支出している扶助的経費に係る健全化項目

■ 基本原則:

補助金・負担金に係る各制度が開始されて以降、その内容や効果について時代に即しているのかどうかの検証がなされていないものがある。このことから、費用対効果の検証を一定期間おきを確認し、必要な見直しを行うべきである。また、その検証にあたっては、別途、第三者委員会の設置や事業仕分けの手法等、外部評価を取り入れた集中的な審議が必要である。また、市単独事業を中心に聖域を設けず点検や見直しを進めるべきである。

■ 補助金・負担金の見直しについて

補助金・負担金全般の基本原則(中間答申より抜粋)

ア. 補助金・負担金全般

補助金・負担金については事業の任意性に着目し、法律で市町村の負担が義務付けられている経費については「無」、国及び東京都の補助制度を利用した経費等については「低」、これら以外の市独自の判断で行われているものについては「高」に区分した。

これらのうち、特に任意性が「高」の区分のもの(市独自の事業)は、平成23(2011)年度決算ベースにおいておよそ3億2千万円となっている。特にこの区分の補助金・負担金については経費の見直しが可能であることから、聖域を設けず見直しを行い削減に努めることが必要である。また、削減の検討にあたっては、一定の目標を定め、補助金・負担金項目が170以上に及ぶため、第三者委員会の設置や事業仕分けの手法等、外部評価を取り入れた集中的な審議を行う必要がある。

こうした補助金・負担金のなかで、例えば「長寿慶祝事業」については、多摩25市の状況から考え、現金給付の是非、支給対象、支給額に関し、廃止も視野に入れた見直しをする必要がある。

◇補助金・負担金一覧(資料№10-8)

- 財政改革審議会資料№9-7「国立市の補助金・負担金一覧」から、まず、見直しの対象となる裁量性あり(「低」及び「高」)の項目を抽出し、さらに市の負担額が100万円以上のものを抜き出した。
- 補助金・負担金の定義・見直しの視点(案)は以下のとおり。

分類	定義	見直しの視点(案)
負担金	一定の事業について特別の利益関係を有する者が、その事業の施行に要する経費の全部または一部を、その事業の施行による受益の程度に応じて負担する金銭的給付をいう場合と、一定の事業等について財政政策上その他の見地からその経費の負担割合が定められているときに、その負担区分により負担する金銭的給付をいう場合とがある。	<ul style="list-style-type: none"> ○費用対効果 ○要請・働きかけ
補助金	特定の事業等を育成するため、公益上必要があると認められた場合に、対価なくして支出するもの。 補助金にもさまざまな内容のものがあるので、性質ごとに下の3分類した。	<ul style="list-style-type: none"> ○補助対象経費の明確化 ○定期的な見直し ○終期の設定
①給付的補助金	対象者に現金や現物を給付する補助金。	<ul style="list-style-type: none"> ○バラマキでないか ○サービスへの組み替え
②運営費補助金	団体の運営費のために支出している補助金。	<ul style="list-style-type: none"> ○団体の収支状況 ○事業費補助への組み替え
③事業費補助金	特定の事業を奨励するために支出している補助金。	<ul style="list-style-type: none"> ○新規案件の精査

■ 補助金・負担金の見直し方針(案)

- ◆ 補助金・負担金は、市の政策や社会情勢など時代のニーズを的確に把握・反映させるため、定期的に検証を行うものとする。
- ◆ 負担金は、その金額に対する効果を十分検証した上で、
 - ① 効果がないと判断されたものについては廃止するものとする。
 - ② 効果が低いと判断されたものについては、支出先に対して、負担金減額または効果を高めるための要請、提案等を行うものとする。
- ◆ 補助金は、要綱等により補助対象経費、補助率、申請手続き等の明確化を行うとともに、定期的な見直し実施及び終期の設定を行うものとする。また、
 - ① 補助金のうち給付的補助金については、順次、現金(現物)給付型からサービス型への組み替えを行うものとする。
 - ② 補助金のうち運営費補助金については、その団体の資金収支の状況を把握した上で、市の政策・施策を補完すべき事業等に限り補助するものとする。
 - ③ 補助金のうち事業費補助金については、その事業の必要性を十分検証した上で、市の政策・施策を補完すべき事業等に限り補助するものとする。

■ 扶助費の見直しについて

扶助費全般の基本原則(中間答申より抜粋)

イ. 扶助費全般

扶助費については、年々増加する傾向にあるなか、平成24(2012)年度当初予算ベースの性質別の構成比では、70億3千万円の額となり、全体の26.1%を占めていることから、この見直しが財政健全化にとって重要である。扶助費に関する各制度が開始されて以降、長期にわたって事業が継続する一方、その内容や効果についてきちんと検証されていないものが多く残っている。

市が独自で行っており任意性が「高」の区分の事業については、平成23(2011)年度決算ベースにおいておよそ4億1千万円の額となっている。厳しい財政状況のなかで、特にこれら市独自の事業について聖域を設けず見直しを行い、削減に努めることが必要である。

また、削減の検討にあたっては、一定の目標を定め、第三者委員会の設置や事業仕分けの手法等、外部評価を取り入れた集中的な審議を行う必要がある。

こうした扶助費のなかで、「高齢者食事サービス委託事業」については、平成24(2012)年1月の多摩26市比較において、国立市では、1食あたり単価が900～1,000円、1食あたり利用者負担が300円、補助額が600～700円となり、多摩25市に比べて高い補助率となっていることから、補助率と合わせ1食あたりの単価も含め見直すべきである。

◇扶助費一覧(資料№10-9)

- 財政改革審議会資料№9-8「国立市の扶助費一覧」から、まず、見直しの対象となる「市が独自で行っているもの」を抽出し、さらに市の負担額が100万円以上のものを抜き出した。
- 扶助費の定義・見直しの視点(案)は以下のとおり。

分類	定義	見直しの視点(案)
扶助費	社会保障制度の一環として、生活保護法や児童福祉法等に基づいて支出するものと、地方自治体が住民福祉の増進を図るため、独自の施策において支出するものがあり、被扶養者に対して、その生活を維持するために支出される福祉施策の根幹をなす経費。	○時代のニーズ ○予算の組替え ○市単独事業の精査 ○重点分野(選択と集中) ○対象者の見直し ○所得制限の見直し ○自己負担の見直し

■ 扶助費の見直し方針(案)

- ◆ 扶助費は、市の政策や社会情勢など時代のニーズを的確に把握・反映させるため、扶助そのものの必要性の度合い等について定期的に検証を行うものとする。
- ◆ 検証により必要性が低いと判断された場合については、廃止または必要性が高い分野への予算の組み替えを行うものとする。
- ◆ 検証により必要性が高いと判断された場合についても、①その対象者(年齢・所得状況・世帯構成等)が適切かどうか、②自己負担を導入しない理由があるのかどうか、③扶助する金額が適正なのかどうか等、「一律給付から個別給付への転換」という観点から、制度設計の合理性・妥当性について定期的な見直しを行っていくものとする。